

説 明 資 料

(抜 粋)

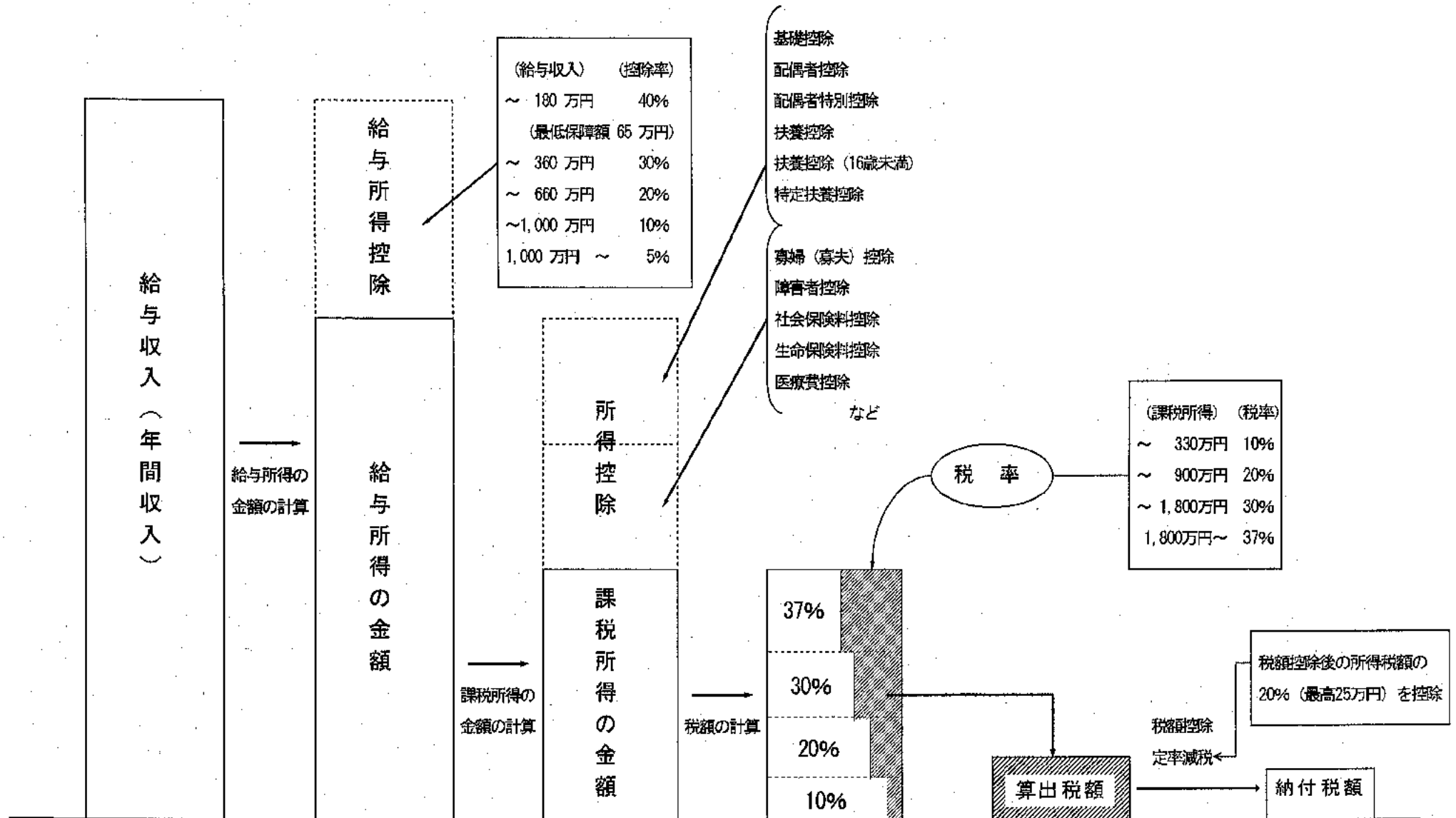
目

次

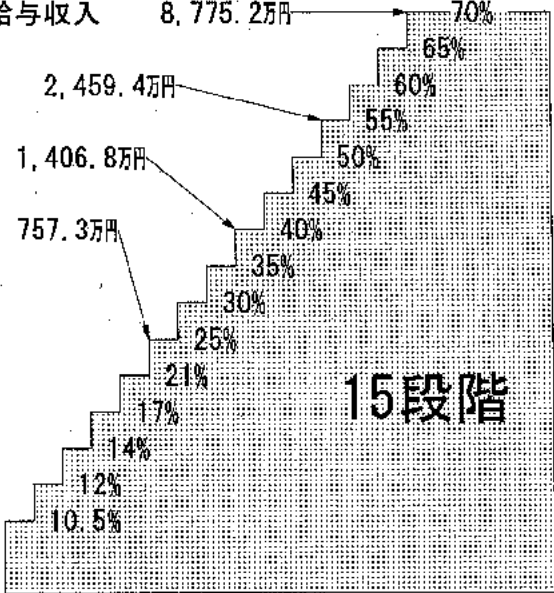
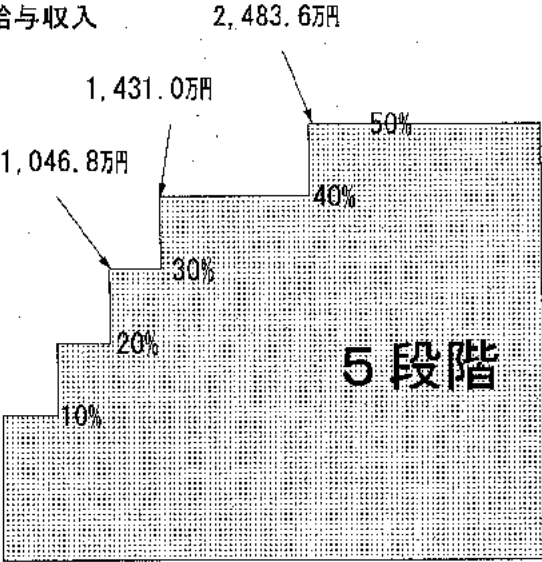
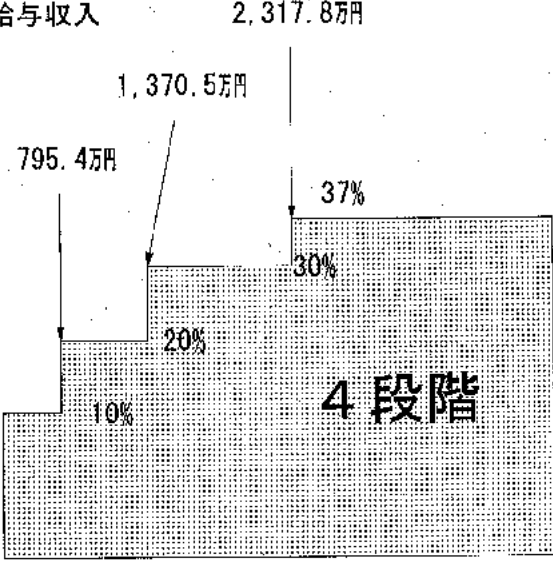
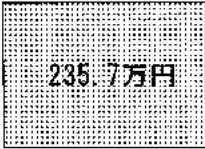
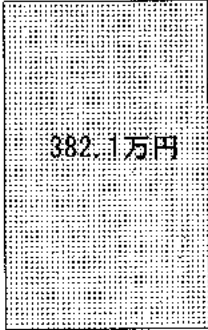
・ 給与所得者の所得税額計算のフローチャート	1
・ 所得税の推移（イメージ図）	2
・ 所得税の国際比較	3
・ 所得税・個人住民税の実効税率の国際比較（夫婦子2人の給与所得者）	4
・ 所得税・個人住民税の実効税率（夫婦子2人の給与所得者）	5
・ 主要国の個人所得税収	6
・ 国税の主要税目の税収の推移	7
・ 税収の構成等について（平成11年度予算（当初））	8
・ 就業者総数、給与所得者（納税者）数、申告納税者数等の推移	9
・ 課税ベース（イメージ図）	10
・ 所得税・個人住民税の人的控除等一覧	11
・ 課税最低限の内訳及び算出方法（平成11年分以降）	12
・ 世帯構成の状況	13
・ 課税最低限の内訳	14
・ 日本と主要諸外国の所得税の課税最低限	15
・ 配偶者控除・配偶者特別控除制度の仕組み	16
・ 各種制度における扶養親族等の年間収入等限度額	17
・ 課税単位の類型	18
・ 主要国の課税単位と基礎的な人的控除	19
・ 扶養控除制度	20
・ 主要国における扶養控除等	21
・ 特別な人的控除の概要	22
・ その他の所得控除制度の概要（所得税）	23
・ 給与所得控除（イメージ図）	24
・ 給与所得者の必要経費等についての各国の制度の概要	25
・ 給与所得者の特定支出控除	26
・ 退職所得の課税方式	27

・ 事業所得（イメージ図）	28
・ 事業所得者に係る各種控除	29
・ 公的年金等に係る課税の仕組み	30
・ 公的年金制度等の概要（概念図）	31
・ 年金等をめぐる課税関係	32
・ 年金課税の概要	33
・ 「確定拠出型年金」について	34

給与所得者の所得税額計算のフローチャート



所得税の推移（イメージ図）

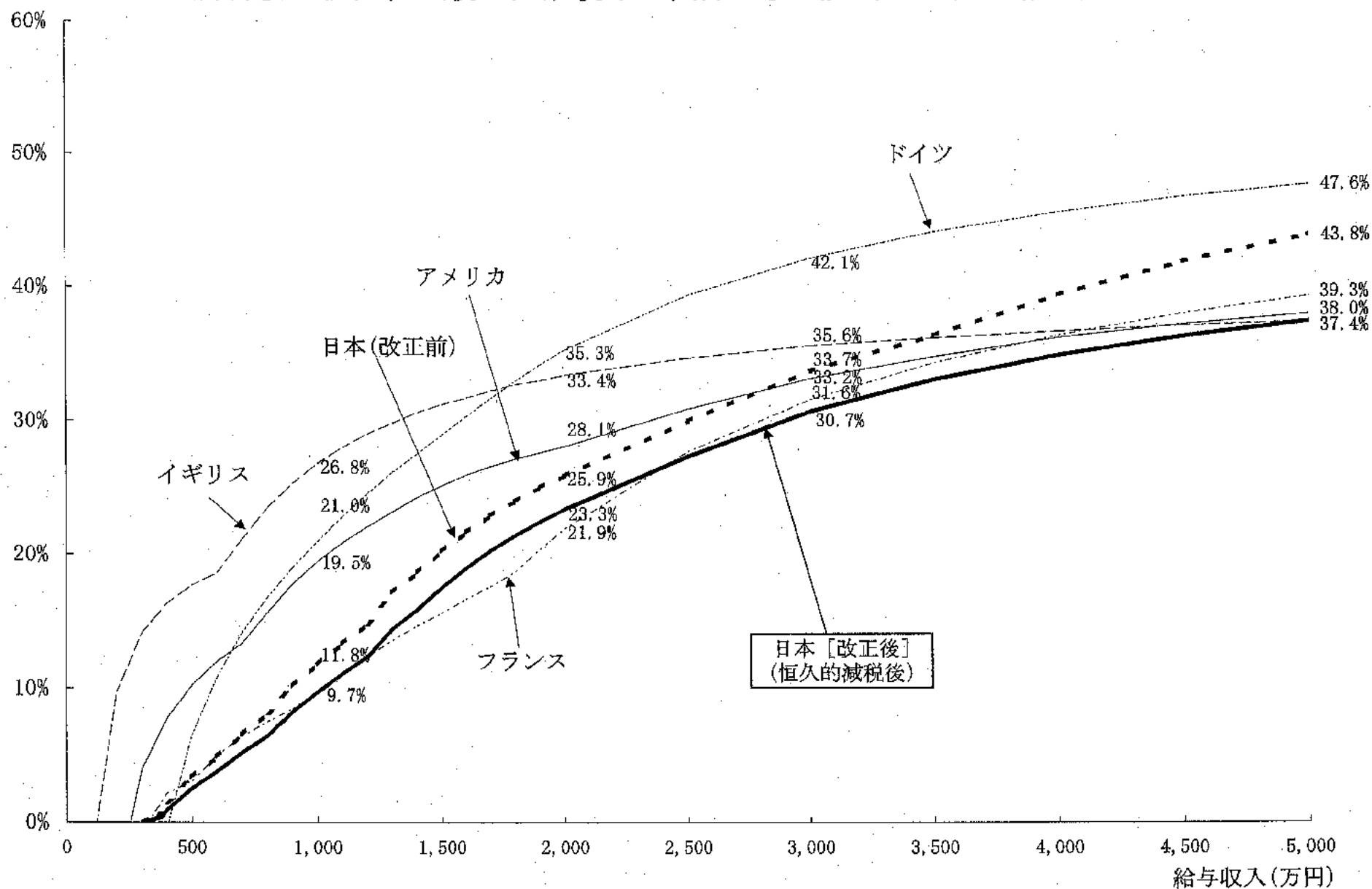
	昭和62年9月・63年12月抜本改革前（61年）	抜本改革後～平成6年11月税制改革前までの間	現 行
税率構造	 給与収入 8,775.2万円 15段階	 給与収入 2,483.6万円 5段階	 給与収入 2,317.8万円 4段階
課税最低限	（夫婦と子2人所得者の場合）  235.7万円	 327.7万円	 382.1万円

所得税の国際比較

	日 本	ア メ リ カ	イ ギ リ ス	ド イ ツ	フ ラ ン ス
税 率 構 造	4 段階 (注) 上記に加えて、個人住民税（税率5～13% 3段階）が課されている。	5 段階 (注) 上記に加えて、州、郡、市等の地方所得税（例：ニューヨーク州 税率4～6.85%、5段階）が課されている。	3 段階 (注) 地方税はない。	方程式 (注) 連邦・州・市町村の共有税である。なお、上記に加えて、連帯付加税（税額の5.5%、95年導入、連邦税）が課されている。	6 段階 (注) 地方税はない。
課 税 最 低 限	382.1 万円	254.1 万円	121.1 万円	405.9 万円	325.4 万円

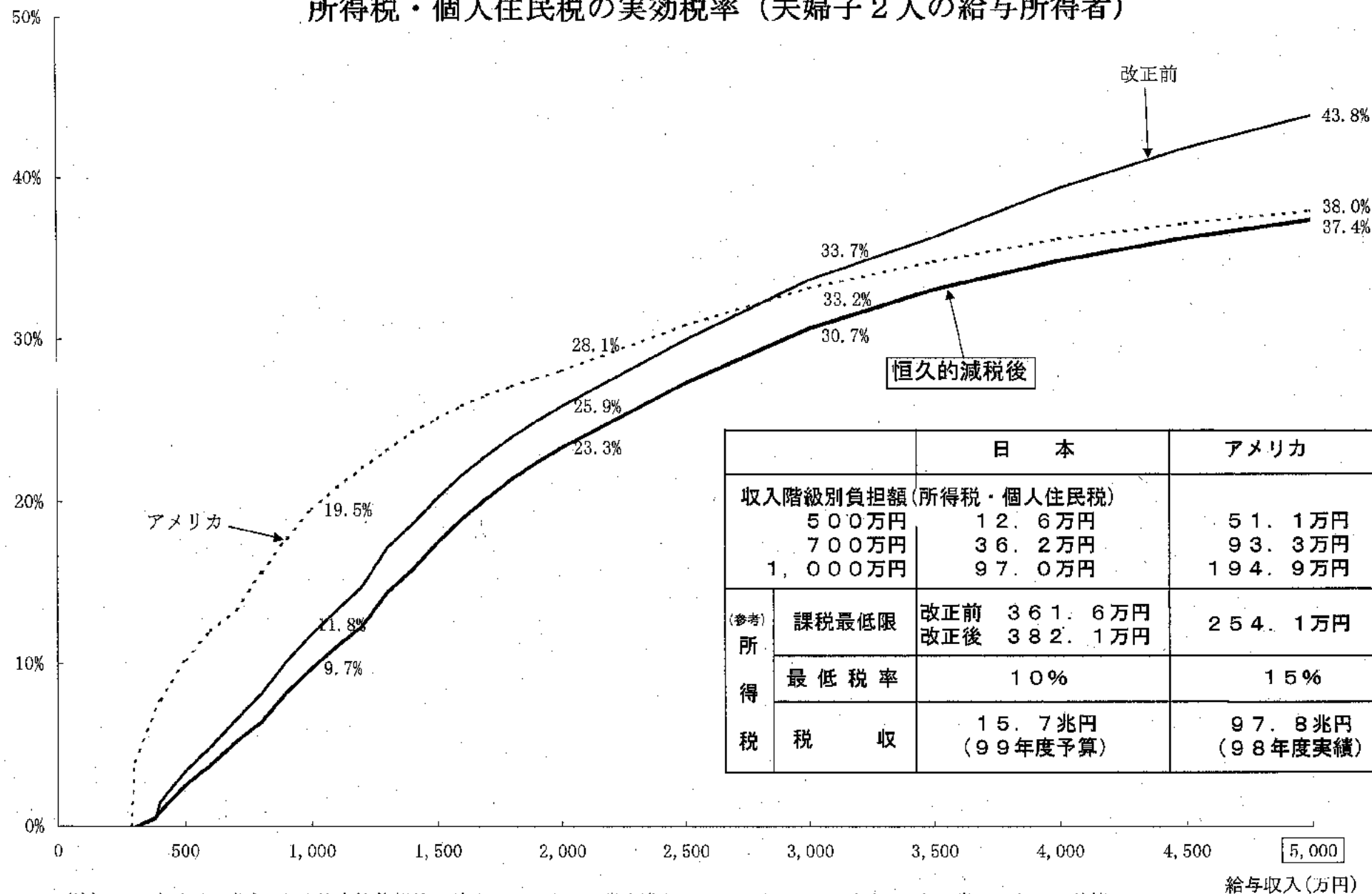
- (注) 1. 課税最低限は夫婦子2人（日本は子のうち1人は特定扶養親族に該当、1人は16歳未満とし、アメリカは子のうち1人を16歳以下としている）の給与所得者の場合である。
2. 諸外国は99年8月1日現在。換算レートは、アメリカ1ドル＝118円、イギリス1ポンド＝192円、ドイツ1マルク＝67円、フランス1フラン＝20円（基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成10年12月から平成11年5月までの実勢相場の平均値）。
3. 各国の消費税（付加価値税）の標準税率は、日本5%（地方消費税1%を含む）、イギリス17.5%、ドイツ16%、フランス20.6%である。アメリカについては、州、郡、市により小売売上税が課されている（例：ニューヨーク市8.25%）。

所得税・個人住民税の実効税率の国際比較（夫婦子2人の給与所得者）



- (注) 1. 日本は子のうち1人は特定扶養親族に該当し、1人は16歳未満とし、アメリカは子のうち1人を16歳以下として計算してある。
 2. 換算レートは、1ドル=118円、1ポンド=192円、1マルク=67円、1775=20円。
 (基準外国為替相場及び裁定外国為替相場：平成10年12月から平成11年5月までの実勢相場の平均値)
 3. 表中の数値は、給与収入 1,000万円、2,000万円、3,000万円及び5,000万円の場合の各国の実効税率である。

所得税・個人住民税の実効税率（夫婦子2人の給与所得者）

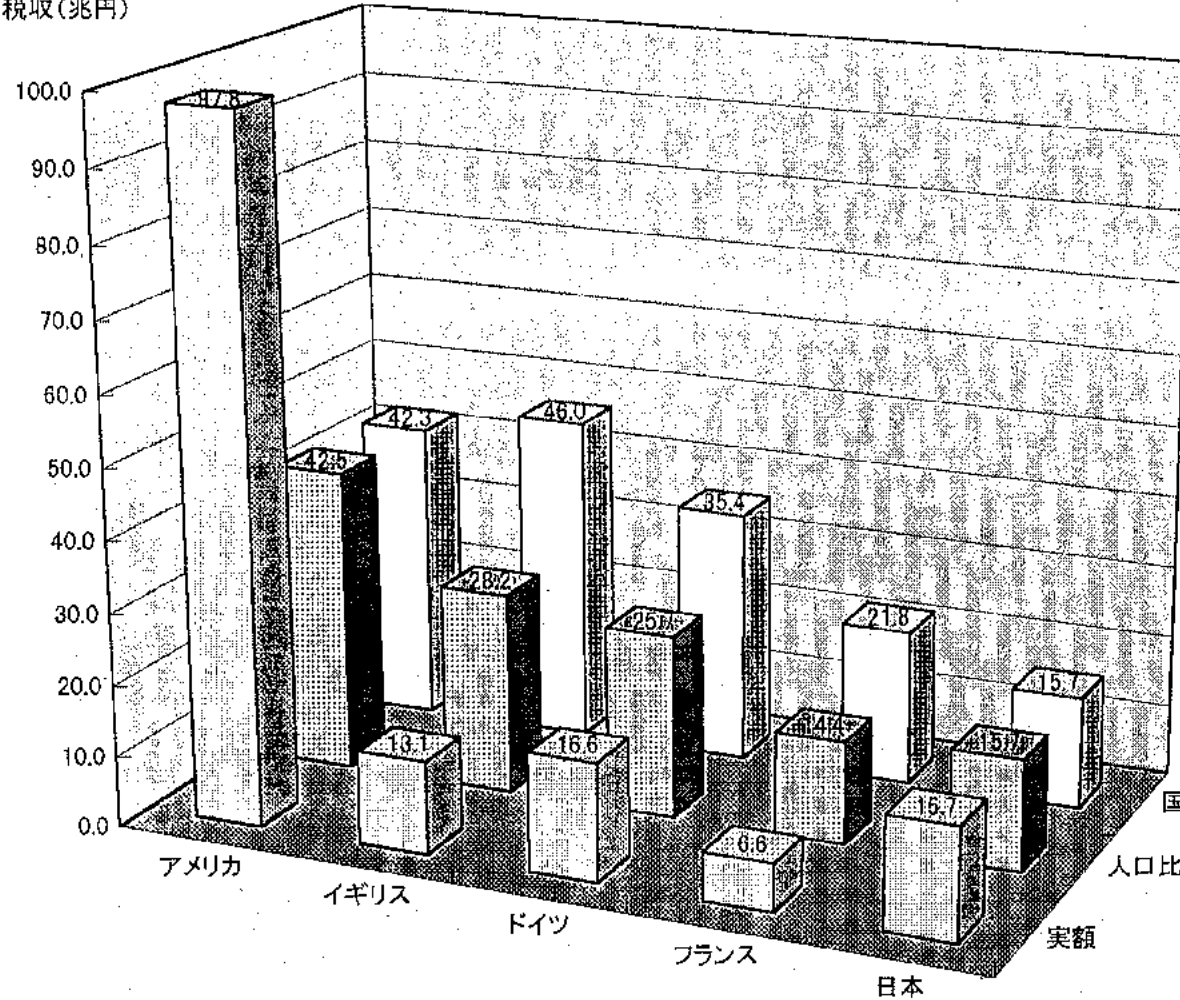


		日 本	アメリカ
収入階級別負担額（所得税・個人住民税）			
500万円		12.6万円	51.1万円
700万円		36.2万円	93.3万円
1,000万円		97.0万円	194.9万円
(参考) 所得 税	課税最低限	改正前 361.6万円 改正後 382.1万円	254.1万円
	最低税率	10%	15%
	税 収	15.7兆円 (99年度予算)	97.8兆円 (98年度実績)

- (注) 1. 日本は子のうち1人は特定扶養親族に該当し、1人は16歳未満とし、アメリカは子のうち1人を16歳以下として計算している。
 2. 日本の個人住民税は所得割のみである。アメリカの住民税はニューヨーク州の個人所得税を例にしている。
 3. 換算レートは、1ドル=118円（基準外国為替相場：平成10年12月から平成11年5月までの実勢相場の平均値）。
 4. 表中の数値は、給与収入 1,000万円、2,000万円、3,000万円及び5,000万円の場合の実効税率である。

主要国の個人所得税収

税収(兆円)

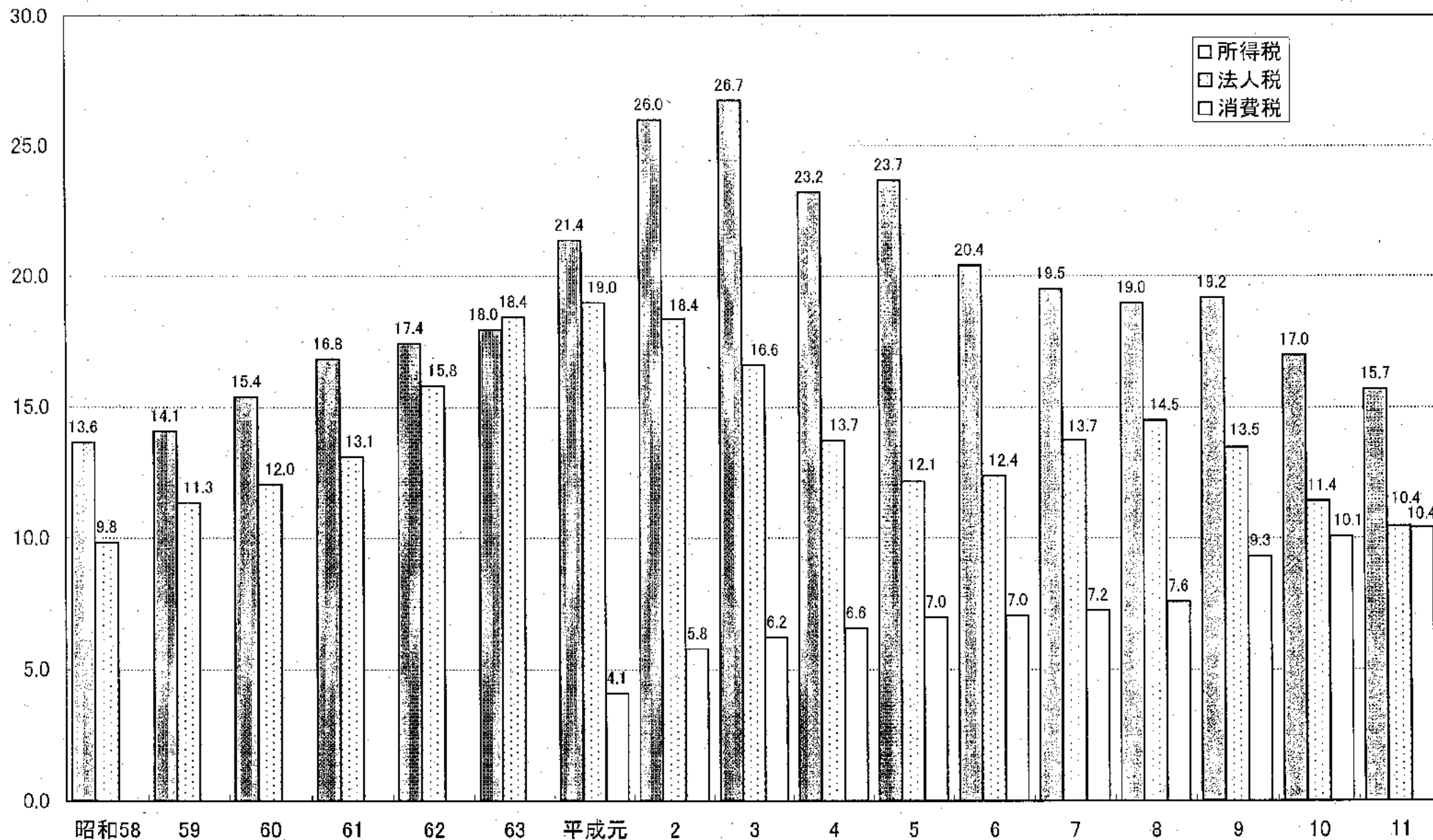


	人 口	国民所得
日本	(99年) 12,670万人	(99年) (381.2兆円)
アメリカ	(98年) 27,029万人	(97年) (784.3兆円) .66,465億ドル
イギリス	(96年) 5,880万人	(96年) (108.3兆円) 5,645億ポンド
ドイツ	(96年) 8,189万人	(96年) (178.6兆円) 26,666億マルク
フランス	(96年) 5,837万人	(96年) (116.4兆円) 58,185億フラン

(注) 邦貨換算レートは、
 1ドル=118円、1ポンド=192円、
 1マルク=67円、1フラン=20円

(兆円)

国税の主要税目の税収の推移



(注) 1. 平成10年度までは決算額、平成11年度は予算額である。

2. 平成8年度までの消費税収には特別会計分を含む。

(年度)

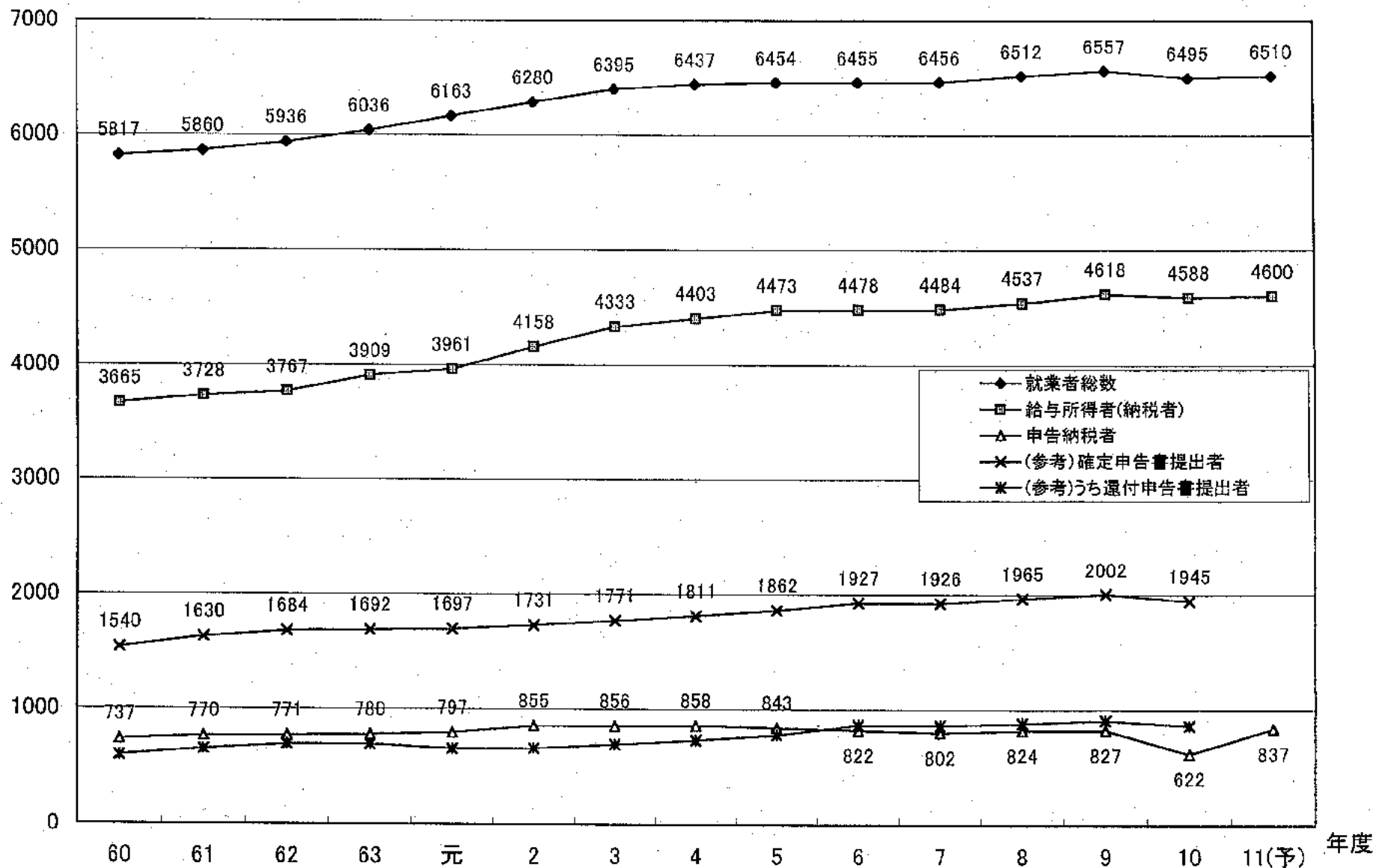
税収の構成等について（平成11年度予算（当初））
 （単位：兆円）

歳入総額		歳出総額	
公債発行額		特定財源関係	3.3
31.1		地方交付税交付金等	13.5
税外収入等		税外収入等相当分	3.7
3.7		国債費	19.8
特定財源関係	特定財源関係	81.9	
3.3	3.3		
相続税、酒税、 たばこ税、関税 印紙収入等	地方交付税交付金等	54.1	
7.3	13.5		
法人税		23.0	
10.4			
所得税		(1.5)	
15.7			
消費税	消費税 (国分)	基礎年金 老人医療 介護	8.8
10.4	7.3		

一般会計
 税収
 47.1

万人

就業者総数、給与所得者(納税者)数、申告納税者数等の推移



(注) 1 就業者総数:10年度以前は「労働力調査」(総務庁)、11年度は「政府経済見通し」による。

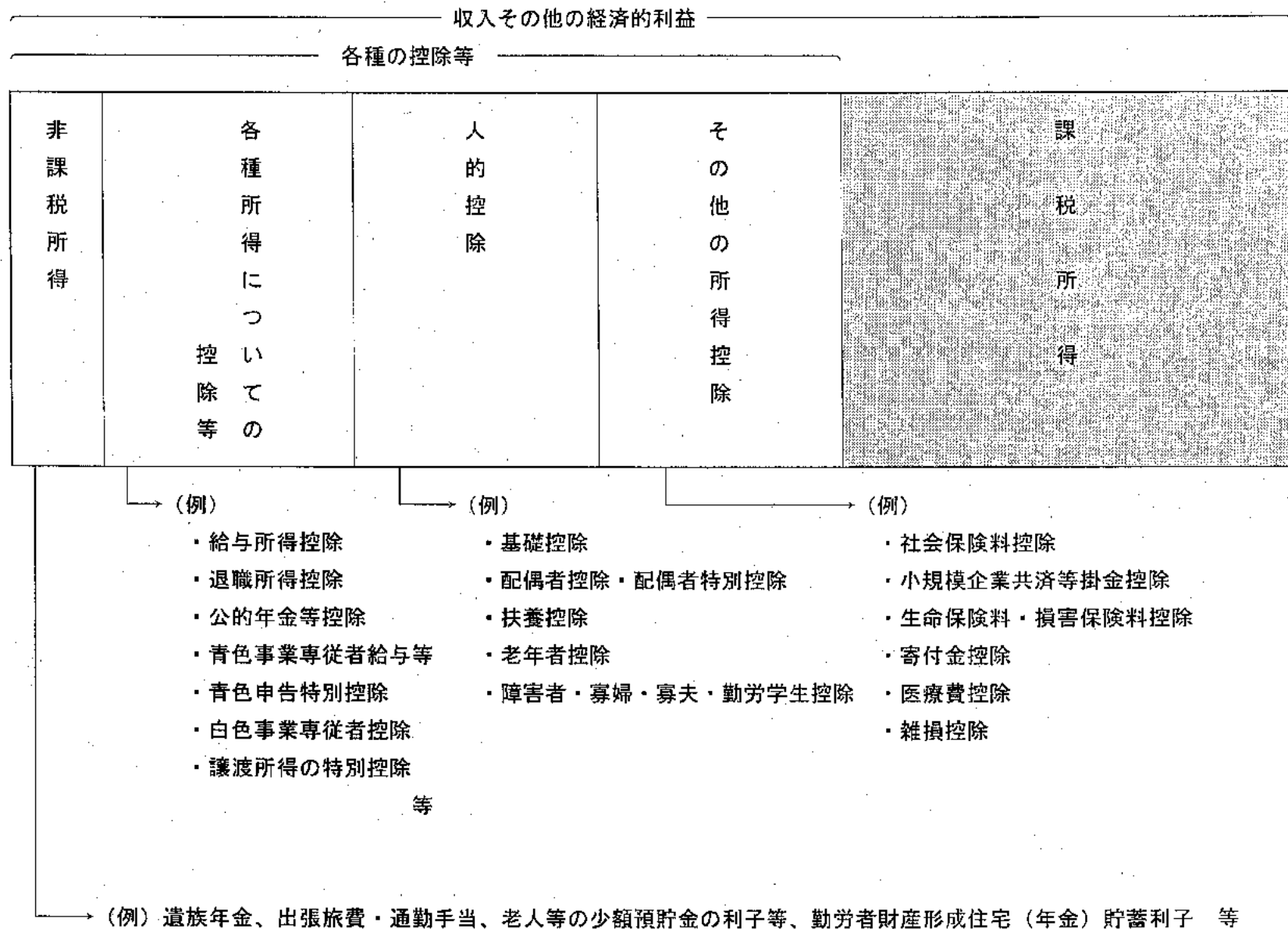
給与所得者(納税者):「民間給与の実態」(国税庁)及び源泉所得税の課税実績から推計した(10年度分は10年度補正(第3号)後予算ベース(特別減税前))。

申告納税者・確定申告書提出者・還付申告書提出者:「確定申告状況」(国税庁)による。

2 給与所得者(納税者)と申告納税者の関係—例えば給与所得者が「給与以外の所得」を申告納税すると、申告納税者としても計上されることとなり、給与所得者と重複する。

3 還付申告書提出者の中には、給与所得者に係る源泉還付を含んでいる。

課税ベース（イメージ図）



所得税・個人住民税の人的控除等一覧

(単位：万円)

項 目			所 得 税	個 人 住 民 税
基 礎 的 な 人 的 控 除	基礎控除		3 8	3 3
	配偶者控除	控除対象配偶者	3 8	3 3
		老人控除対象配偶者(70歳以上)	4 8	3 8
		同居特別障害者加算	+ 3 5	+ 2 3
	配偶者特別控除		最高 3 8	最高 3 3
	扶養控除	扶養親族	3 8	3 3
		年少扶養親族(16歳未満)	4 8	3 3
		特定扶養親族(16歳以上23歳未満)	6 3	4 5
		老人扶養親族(70歳以上)	4 8	3 8
		同居老親等加算	+ 1 0	+ 7
		同居特別障害者加算	+ 3 5	+ 2 3
特 別 な 人 的 控 除	老年者控除(本人)		5 0	4 8
	障害者控除	障害者(本人、配偶者、扶養親族)	2 7	2 6
		特別障害者(同上)	4 0	3 0
	寡婦控除 (本人)	寡婦	2 7	2 6
		特定の寡婦加算	+ 8	+ 4
	寡夫控除(本人)		2 7	2 6
白 色 事 業 専 従 者 控 除	勤労学生控除(本人)		2 7	2 6
	白色事業専従者 控除	配偶者	8 6	8 6
		配偶者以外	5 0	5 0

(注) 個人住民税については、平成12年度分から適用される。

課税最低限の内訳及び算出方法（平成11年分以降）

給与所得控除	社会保険料控除	基礎控除	配偶者控除	配偶者特別控除	年少扶養控除	特定扶養控除
(1,304千円)	(267千円)	(380千円)	(380千円)	(380千円)	(480千円)	(630千円)

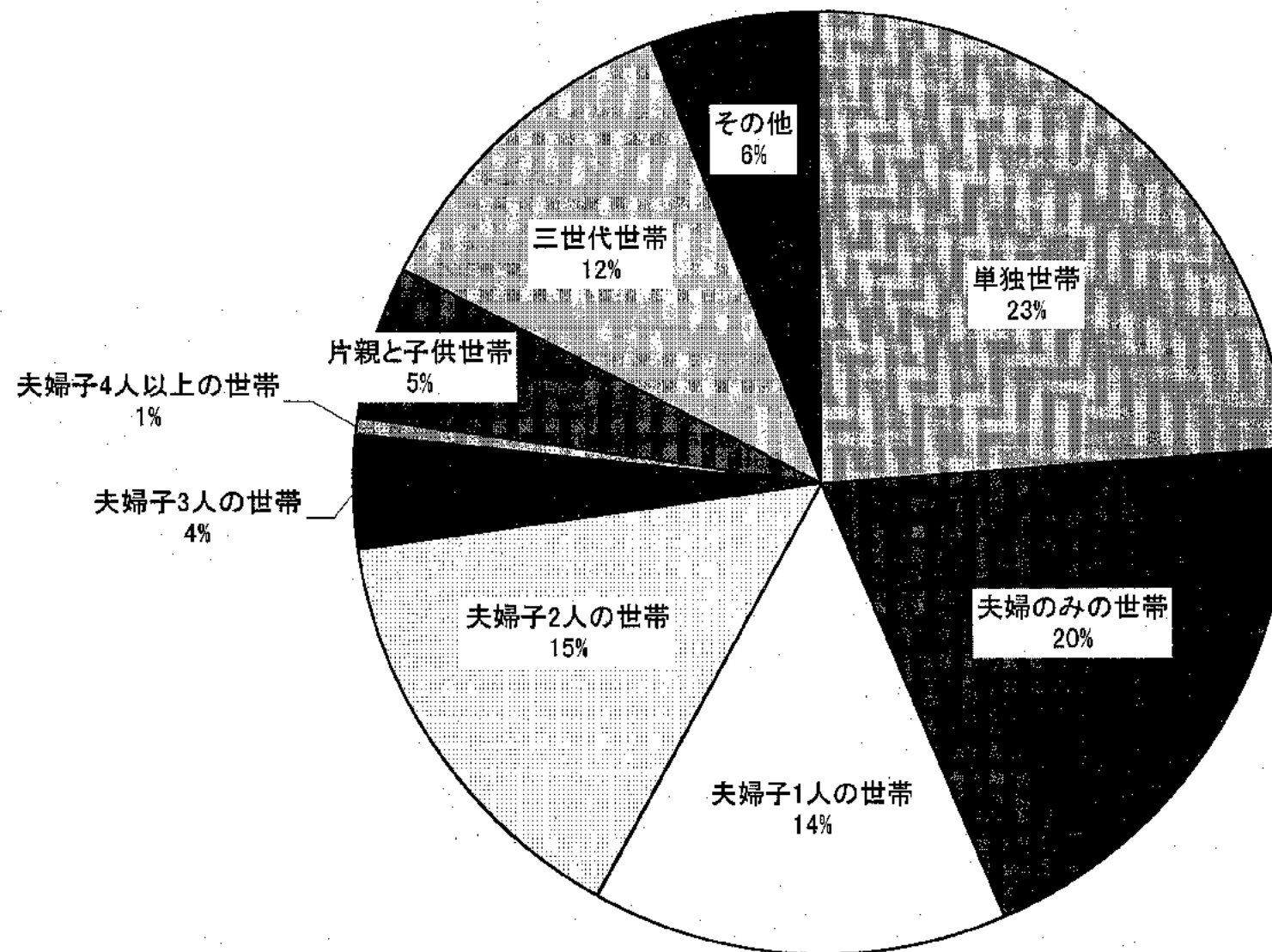
給与収入 3,821 千円

（注）夫婦子2人の場合（子のうち1人は年少扶養親族（16歳未満）に該当し、1人は特定扶養親族（16歳以上23歳未満）に該当）

$$\begin{array}{l}
 X - (X \times 0.2 + 540,000) - X \times 0.07 - 2,250,000 = 0 \\
 \text{給与収入} \quad \quad \quad \text{給与所得控除} \quad \quad \text{社会保険料控除} \quad \quad \text{基礎控除} \\
 \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \text{配偶者控除} \\
 \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \text{配偶者特別控除} \\
 \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \quad \text{扶養控除}
 \end{array}$$

これを解くと $X \approx 3,821$ 千円

世帯構成の状況



(出典) 平成10年 国民生活基礎調査(厚生省)

課 税 最 低 限 の 内 訳

(夫婦子2人の給与所得者の場合 3, 821千円)

給 与 所 得 控 除	社 会 保 険 料 控 除	基 礎 控 除	配 偶 者 控 除	配 偶 者 特 別 控 除	年 少 扶 養 控 除	特 定 扶 養 控 除
1,304千円	267千円	380千円	380千円	380千円	480千円	630千円

(夫婦子1人の給与所得者の場合 2, 857千円)

給 与 所 得 控 除	社 会 保 険 料 控 除	基 礎 控 除	配 偶 者 控 除	配 偶 者 特 別 控 除	年 少 扶 養 控 除
1,037千円	200千円	380千円	380千円	380千円	480千円

(夫婦のみの給与所得者の場合 2, 095千円)

給 与 所 得 控 除	社 会 保 険 料 控 除	基 礎 控 除	配 偶 者 控 除	配 偶 者 特 別 控 除
808千円	147千円	380千円	380千円	380千円

(独身の給与所得者の場合 1, 107千円)

給 与 所 得 控 除	社 会 保 険 料 控 除	基 礎 控 除
650千円	77千円	380千円

日本と主要諸外国の所得税の課税最低限（未定稿）

（夫婦子2人の給与所得者の場合）

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
各国通貨建	3, 821 千円	21, 533 ドル	6, 305ポンド	60, 589マルク	162, 717フラン
円 建	3, 821 千円	2, 541 千円	1, 211 千円	4, 059 千円	3, 254 千円

（夫婦子1人の給与所得者の場合）

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
各国通貨建	2, 857 千円	18, 783 ドル	6, 305ポンド	49, 466マルク	140, 609フラン
円 建	2, 857 千円	2, 216 千円	1, 211 千円	3, 314 千円	2, 812 千円

（夫婦のみの給与所得者の場合）

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
各国通貨建	2, 095 千円	12, 700 ドル	6, 305ポンド	35, 425マルク	118, 504フラン
円 建	2, 095 千円	1, 499 千円	1, 211 千円	2, 373 千円	2, 370 千円

（独身の給与所得者の場合）

	日 本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
各国通貨建	1, 107 千円	7, 050 ドル	4, 335ポンド	18, 955マルク	74, 296フラン
円 建	1, 107 千円	832 千円	832 千円	1, 270 千円	1, 486 千円

（備考）

1. 日本は、夫婦子1人の場合は16歳未満の子が、夫婦子2人の場合は特定扶養親族に該当する子と16歳未満の子がいると仮定しており、扶養控除額の加算（10万円、5万円）を織り込んで計算している。
2. アメリカは、夫婦子1人の場合はその子を、夫婦子2人の場合は子2人のうち1人を16歳以下として計算している。
3. 諸外国は平成11年8月現在の税法に基づく。換算レートは、1ドル＝118円、1ポンド＝192円、1マルク＝67円、1フラン＝20円。

配偶者控除・配偶者特別控除制度の仕組み

